

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 26 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

令和 8 年熊本地震による被災に伴う保険診療関係等の特例措置については、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(令和 8 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 2 号保険局医療課長通知) により、令和 8 年 8 月 31 日までの間は、当該通知に定める取扱いが適用されているところ。

今般、令和 8 年 9 月 1 日以降も当面の間、当該通知に定める取扱いを継続することとしたので、ご了解いただくとともに、関係団体への周知を図られたい。